

令和8年度福島12市町村定着支援事業業務委託公募型プロポーザル

質問書に対する回答

令和8年3月9日

	質問項目	質問内容	回答
質問1	SNS アカウントの開設・帰属・管理について	<p>1. 本事業で開設する SNS アカウントは、移住支援センター名義で新規開設する想定でしょうか。それとも受託者名義での開設を想定されていますか。</p> <p>2. 本事業で運営する SNS アカウント自体の所有権・管理権は、契約終了後、どちらに帰属しますか。</p> <p>3. 各 SNS プラットフォームの利用規約上、アカウントの譲渡等が制限される場合の取扱いについて、どのように整理されますか。</p> <p>4. 本事業で構築した SNS のコミュニティについて、契約終了後の管理主体はどちらになりますか。また、受託者は関与を継続できますか。</p>	<p>【仕様書 8 (3)、10 (7)、10 (8)】より、</p> <ol style="list-style-type: none"> 移住支援センター名義で新規開設します。 移住支援センターに帰属します。 業務完了後にアカウントの譲渡等が可能な形で開設する必要があります。 原則契約終了後のコミュニティ管理主体は移住支援センターに帰属します。契約終了後の関与については、一参加者としての継続的な活動や、事業の円滑な運営のために移住支援センターが必要と認めた場合等を除き、原則として認められません。具体的な関与の可否や範囲については年度末の業務完了時に移住支援センターと協議の上で決定することとなります。
質問2	データの帰属・保存・二次利用について	<ol style="list-style-type: none"> 本事業で取得したフォロワー情報 (ID、属性情報、インサイトデータ等) は、「成果物」に含まれると解釈してよいでしょうか。 Web サイト・SNS のデータは、契約終了後、受託者側で保存・分析目的で保有することは可能でしょうか。 本事業により収集したアンケートデータ (個人が特定されない統計化データ) について、受託者が匿名加工情報として二次分析・研究利用することは可能でしょうか。 	<p>【仕様書 8 (3)、10 (7)、10 (8)】より、</p> <ol style="list-style-type: none"> 成果物に含まれます。 契約終了後、受託者側が独自の業務目的でデータを保有することはできません。 移住支援センターに帰属するため、基本的には二次分析・研究利用することはできません。使用目的によっては可能な場合も考えられるので必要な場合は移住支援センターにご相談ください。 移住支援センターに帰属するため、原則匿名加工処理を施した場合でも統計データを保持することはできません。 年度末の業務完了時にセンターと協議の上で決定することとなります。

		<p>4. 本事業により得られたイベント参加者情報について、適切に匿名加工処理を施した統計データ（年齢層・参加傾向等）を受託者のノウハウとして蓄積することは可能でしょうか。</p> <p>5. 本事業終了時、データの返還・削除義務の範囲はどこまでを指しますか。バックアップデータやクラウド上のログも含まれますか。</p>	
質問3	成果物と受託者ノウハウの線引きについて	<p>1. 本業務において作成される具体的成果物（報告書、広報物、データ等）とは別に、受託者が従前より有する知見・手法・運営設計思想等については、権利帰属の対象外と解してよいでしょうか。</p> <p>2. 終了後、弊社が実績紹介として、本事業で作成した広報物・Web画面・数値成果等を自社HPや提案資料に掲載することは可能でしょうか。可能な場合、事前承認は必要でしょうか。</p>	<p>【仕様書 10（7）、10（8）】より、</p> <p>1. 本事業の成果物とみなされない物は権利帰属の対象外となります。</p> <p>2. 使用目的により判断するので必要な場合は移住支援センターにご相談ください。</p>
質問4	業務範囲および追加対応の取扱いについて	<p>1. 【仕様書 10（6）】において、「明示のない事項であっても社会通念上当然必要と思われるものは本業務に含まれる」とありますが、本業務に含まれる範囲の判断基準について、どのように整理されますか。</p> <p>2. 当初提案内容に含まれない業務が発生した場合の取扱い（協議の上、仕様変更・追加契約の対象となるか等）についてご教示ください。</p>	<p>【仕様書 9（1）、9（2）、9（4）、10（3）、10（6）】より、</p> <p>1. 例）仕様書 3（1）イ（エ）について、集客に必要な場合に個別のチラシを作成する、など事業を実施する上で一般的に発生する業務の実施を想定しています。</p> <p>2. 業務量や経費負担を鑑み、協議の上決定します。</p>

<p>質問5</p>	<p>成果指標(KPI)の取扱いについて</p>	<p>【仕様書3(2)イ(ア)】において提案するフォロワー数等の成果指標について、適切な目標管理を行うため、以下の点をご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該成果指標が未達となった場合の契約上の取扱い（評価への影響、委託費の減額の有無等） 2. 自然災害、社会情勢の変化、プラットフォーム仕様変更等、受託者の責によらない外部要因が成果に影響を及ぼした場合の評価の考え方 3. 事業開始後の状況変化を踏まえ、移住支援センターと協議の上で成果指標の見直しを行うことの可否 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企画提案書に基づき審査を行うため、委託事業者となった場合には企画提案書にある数値が KPI の基準となります。これまでの実績や本事業で実施予定の手法を示し、実現可能と見込まれる数値をご提案ください。【募集要領 10(5)⑤】にあるように、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。 なお、事業開始後の進捗確認時に KPI の達成が難しいと考えられる場合は移住支援センターより業務の改善を求めます。それでも改善できなかった場合、最終的には提案した数値との乖離の大きさと実施状況により判断します。 2. 外部要因が影響を及ぼした程度により判断します。 3. 1の回答と同じ。
<p>質問6</p>	<p>情報公開に関する取扱いについて</p>	<p>企画提案書等が情報公開請求の対象となる旨の記載がありますが、企業の営業秘密や独自ノウハウに該当する情報については、非公開情報として取り扱われるものと理解してよいでしょうか。 あわせて、以下についてご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概算見積書の価格内訳（人件費単価、積算根拠等）はどの範囲まで公開対象となるか 2. 独自の業務手法や提案ロジック等について、黒塗り等の非公開措置は可能か 3. 非公開を希望する箇所がある場合の事前申出手続きの有無 	<p>【募集要領 4(3)③】のとおり、県の保有する公文書は開示することを原則としています。</p> <p>ただし、福島県の情報公開・個人情報保護制度 福島県の情報公開制度について (https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/disclosure-and-privacy/disclosure.html)にあるとおり、次のような情報が記録されている公文書は開示されません。</p> <p>【開示されない情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の規定により公にすることが禁止されているもの ・ 住所・氏名、経歴、自宅電話番号などの個人に関するもの ・ 生産、技術、経理等事業に関する情報で、事業活動上の利益を害するおそれがあるもの ・ 生命、身体、財産等の保護や犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのあるもの ・ 県や国等との審議・協議等に関する情報で、開示することにより、不当に県民に誤解や混乱を与えるもの ・ 県などの事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

質問7	契約終了時の精算・成果物の取扱いについて	本事業の円滑な実施体制を整備するにあたり、契約期間中にやむを得ない事情により契約が終了する場合の取扱いについて確認させてください。 <ol style="list-style-type: none">1. 契約途中で解除となった場合の委託費の精算方法（出来高精算、月割精算等）の考え方2. 既に実施済み業務に係る費用の取扱い3. 成果物が未完成の場合の帰属および引渡しの取扱い	契約解除の理由、業務の進捗状況、成果物の作成状況等を踏まえ、契約書及び関係法令に基づき判断します。なお、契約期間中の契約解除が生じることのないよう、実施体制・内容ともに万全の準備を整えたうえで、企画提案をお願いいたします。
------------	----------------------	---	---